

令和7年3月28日に公表した「令和6年度新潟県賃金労働時間等実態調査」について、調査結果の一部に誤りがありましたので別紙のとおり訂正します。

令和7年度新潟県賃金労働時間等実態調査の結果

- ◎ 年間休日数（令和7年1月から令和7年12月までの1年間）は113.9日（前年に比べ0.3日増加）
- ◎ 育児休業取得率は男性58.3%で過去最高

県では、県内の民間事業所に雇用されている労働者の賃金及び労働時間等の実態を明らかにし、労務管理の改善、労使関係の安定のための基礎資料とすることを目的として、毎年7月に「新潟県賃金労働時間等実態調査」を実施しています。

この度、令和7年度の調査結果がまとまりましたので公表します。

<調査結果のポイント>

◎ 労働時間の状況（一般労働者）

- ・ 1日あたりの所定労働時間は7時間43分（前年比3分減）
うち、中小企業は7時間42分（前年比4分減）
うち、大企業は7時間47分（前年と同）
- ・ 1週あたりの所定労働時間は38時間27分（前年比22分減）
うち、中小企業は38時間26分（前年比24分減）
うち、大企業は38時間32分（前年比12分減）

◎ 年間休日数（常用労働者）

- ・ 平均年間休日数は113.9日（前年比0.3日増）
うち、中小企業は112.9日（前年比0.4日増）
うち、大企業は119.8日（前年比1.0日増）

◎ 年次有給休暇（一般労働者）

- ・ 年次有給休暇の取得日数は11.3日（前年比0.6日増）、取得率は62.1%（前年比3.5ポイント減）
うち、中小企業の取得日数は11.0日（前年比0.4日増）、取得率は60.8%（前年比3.8ポイント減）
うち、大企業の取得日数は12.5日（前年比1.4日増）、取得率は68.3%（前年比0.2ポイント減）

◎ 育児休業制度又は育児のための休暇制度取得状況（男性）

- ・ 育児休業制度を利用した労働者は58.3%（前年度調査結果から13.4ポイント増）

詳細は、別添概況をご覧ください。調査結果は、新潟県のホームページにも掲載しています。

本件についてのお問い合わせ先
しごと定住促進課〔担当〕澁谷
（直通）025-280-5260（内線）2810

正誤表

令和7年3月28日に公表した「令和6年度新潟県賃金労働時間等実態調査」について、調査結果の一部に誤りがあり、内容の修正が必要となりましたので、お詫びして訂正します。

【訂正箇所】

令和6年度新潟県賃金労働時間等実態調査結果報告書
第26表 多様で柔軟な働き方の導入状況（24ページ）

(誤)

	単位：%
	1つ以上導入している
規模計	68.6
中小企業	66.2
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0
建設業	59.3
製造業	69.4
電気・ガス・熱供給・水道業	20.0
情報通信業	100.0
運輸業、郵便業	33.3
卸売業、小売業	61.3
金融業、保険業	89.5
不動産業、物品賃貸業	80.0
学術研究、専門・技術サービス業	66.7
宿泊業、飲食サービス業	50.0
生活関連サービス業、娯楽業	68.0
教育、学習支援業	79.4
医療、福祉	86.0
複合サービス事業	60.0
サービス業(他に分類されないもの)	54.8
大企業	79.6
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0
建設業	70.0
製造業	88.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0
情報通信業	66.7
運輸業、郵便業	55.6
卸売業、小売業	67.9
金融業、保険業	100.0
不動産業、物品賃貸業	100.0
学術研究、専門・技術サービス業	100.0
宿泊業、飲食サービス業	100.0
生活関連サービス業、娯楽業	42.9
教育、学習支援業	92.9
医療、福祉	91.7
複合サービス事業	46.2
サービス業(他に分類されないもの)	75.0

(正)

	単位：%
	1つ以上導入している
規模計	93.2
中小企業	91.9
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0
建設業	89.6
製造業	91.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0
情報通信業	100.0
運輸業、郵便業	88.9
卸売業、小売業	89.0
金融業、保険業	100.0
不動産業、物品賃貸業	100.0
学術研究、専門・技術サービス業	92.6
宿泊業、飲食サービス業	77.5
生活関連サービス業、娯楽業	100.0
教育、学習支援業	97.1
医療、福祉	98.9
複合サービス事業	80.0
サービス業(他に分類されないもの)	88.7
大企業	99.6
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0
建設業	100.0
製造業	100.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0
情報通信業	100.0
運輸業、郵便業	100.0
卸売業、小売業	100.0
金融業、保険業	100.0
不動産業、物品賃貸業	100.0
学術研究、専門・技術サービス業	100.0
宿泊業、飲食サービス業	100.0
生活関連サービス業、娯楽業	100.0
教育、学習支援業	100.0
医療、福祉	98.3
複合サービス事業	100.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0

令和7年度新潟県賃金労働時間等実態調査の概況

I 調査の概要

1 調査目的

この調査は、県内の民間事業所に雇用されている常用労働者の賃金、労働時間等の実態を明らかにし、労務管理の改善、労使関係の安定のための基礎資料とすることを目的に、毎年7月に実施している。

2 調査対象

日本標準産業分類（令和5年6月改定）に定める産業分類が「農業、林業」「漁業」及び「公務」を除く産業を対象としている。

調査対象事業所は2,900事業所で、そのうち有効回答があった1,301事業所（有効回答率44.9%）について集計した。

なお、各調査項目においては、回答があった事業所のみ集計しているため、必ずしも上記の有効回答があった事業所数と集計対象の合計事業所数は一致しない。

3 調査時点

7月分の労働時間等について令和7年7月31日現在で調査を実施した。

（注）本調査における各労働者の分類は以下のとおりです。

常用労働者： ① 期間を定めず雇用されている労働者
② 1か月を超える期間を定めて雇用されている労働者
③ 日々又は1か月以内の期間を定めて雇用されている労働者のうち、5月、6月にそれぞれ18日以上（パートの場合は10日以上）雇用された労働者

一般労働者（正社員＋その他労働者）
：常用労働者からパートタイム労働者を除いた労働者（フルタイム労働者）

正社員：一般労働者のうち、事業所において正社員及び正職員とする労働者

その他労働者：一般労働者のうち、正社員を除いた労働者（嘱託職員、契約社員、有期雇用社員等）

パートタイム労働者
：常用労働者のうち、1日の所定内労働時間又は1週間の所定労働日数が、同一の事業所に雇用される一般労働者より少ない労働者

II 結果の概要

1 企業全体及び事業所の現況

集計対象となった事業所は1,301事業所で、このうち中小企業は1,112事業所(85.5%)、大企業は189事業所(14.5%)となっている。(第1表)

一般労働者は47,185人で、このうち中小企業は36,724人(77.8%)、大企業は10,461人(22.2%)となっている。(第2表)

第1表 産業別・規模別集計事業所数内訳

単位:事業所

区 分	規 模 計	中 小 企 業	大 企 業
産 業 計	1,301 (100.0 %)	1,112 (85.5 %)	189 (14.5 %)

第2表 集計労働者の規模別構成

区 分	規 模 計		中 小 企 業		大 企 業	
	集計数	構成比	集計数	構成比	集計数	構成比
	人	%	人	%	人	%
産 業 計	47,185	100.0	36,724	77.8	10,461	22.2

2 新規学卒者の求人状況

令和7年度の新規学卒者(令和7年3月卒業)の採用充足率は、高校卒36.8%、大学卒63.3%となっている。(第3表)

第3表 新規学卒者の採用充足状況

区 分	高 校 卒				大 学 卒				そ の 他			
	採用活動を行った事業所数	求人数(採用予定人数)	充足数(採用数)	充足率	採用活動を行った事業所数	求人数(採用予定人数)	充足数(採用数)	充足率	採用活動を行った事業所数	求人数(採用予定人数)	充足数(採用数)	充足率
規 模 計	事業所	人	人	%	事業所	人	人	%	事業所	人	人	%
	232	617	227	36.8	213	586	371	63.3	193	326	240	73.6
* R6年度調査	251	823	354	43.0	229	623	272	43.7	229	484	261	53.9

3 初任給

令和7年度の確定初任給は、高校卒事務・技術 192,881 円、高校卒生産 191,775 円、専門学校卒事務・技術 195,920 円、専門学校卒生産 202,043 円、短大・高専卒事務・技術 189,826 円、短大・高専卒生産 207,578 円、大学卒事務・技術 245,911 円、大学卒生産 230,120 円、大学院卒事務・技術 282,806 円となっている。(第4表)

第4表 初任給

単位:円

区 分	高 校 卒		専 門 学 校 卒		短 大 ・ 高 専 卒		大 学 卒		大 学 院 卒	
	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産
規 模 計	192,881	191,775	195,920	202,043	189,826	207,578	245,911	230,120	282,806	X
対前年増減率(%)	3.9%	1.4%	6.6%	5.9%	-0.4%	11.2%	16.8%	9.9%	17.5%	-

4 労働時間制度

1日あたりの所定労働時間は7時間43分、1週あたりの所定労働時間は38時間27分となっている。(第5表)

第5表 所定労働時間

区 分	規 模 計		中 小 企 業		大 企 業	
	日所定	週所定	日所定	週所定	日所定	週所定
	時間:分	時間:分	時間:分	時間:分	時間:分	時間:分
産 業 計	7:43	38:27	7:42	38:26	7:47	38:32
* R6年度調査	7:46	38:49	7:46	38:50	7:47	38:44

5 年間休日数

令和7年1月から令和7年12月までの1年間における休日数は113.9日となっている。(第6表)

第6表 年間休日数

単位:日、事業所

区 分	規 模 計		中 小 企 業		大 企 業	
	年間休日数	事業所数	年間休日数	事業所数	年間休日数	事業所数
産 業 計	113.9	1,283	112.9	1,098	119.8	185
* R6年度調査	113.6	1,298	112.5	1,069	118.8	229

6 年次有給休暇

年次有給休暇の取得日数は、規模計で11.3日（取得率62.1%）、中小企業で11.0日（同60.8%）、大企業で12.5日（同68.3%）となっている。（第7表）

第7表 年次有給休暇の付与・取得状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	付与日数	取得日数	取得率	付与日数	取得日数	取得率	付与日数	取得日数	取得率
産 業 計	日 18.2	日 11.3	% 62.1	日 18.1	日 11.0	% 60.8	日 18.3	日 12.5	% 68.3
*R6年度調査	16.3	10.7	65.6	16.4	10.6	64.6	16.2	11.1	68.5

7 特別休暇制度

特別休暇制度を導入している事業所は94.9%で、うち夏季休暇が37.2%、病気休暇が32.7%、リフレッシュ休暇が11.1%、ボランティア休暇が9.5%、教育訓練休暇が4.5%、骨髄ドナー休暇5.4%、慶弔休暇が88.9%、記念日休暇が6.0%となっている。（第8表）

第8表 特別休暇制度の導入状況

単位:%

区 分	特別休暇制度を導入している事業所	夏季休暇	病気休暇	リフレッシュ休暇	ボランティア休暇	教育訓練休暇 (自己啓発のための休暇)	骨髄ドナー休暇	慶弔休暇 (結婚、妻の出産、忌引)	記念日(誕生日、結婚記念日など)休暇	その他
規 模 計	94.9	37.2	32.7	11.1	9.5	4.5	5.4	88.9	6.0	18.6
*R6年度調査	94.4	36.8	36.2	13.3	9.0	4.6	4.9	89.1	6.8	23.6

8 多様で柔軟な働き方の導入状況

多様で柔軟な働き方を可能とする制度の導入状況をみると、最も多く導入されている制度は「年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度」で85.1%となっている。（第9表）

また、テレワークを導入している事業所の割合は17.2%となっている。（第10表）

※「多様で柔軟な働き方」とは、「働く場所」「働く時間」「休日・休暇」が柔軟であり、それらを実現するために、社内での施策（制度や支援、補助）が多様にあることで、個人がそれぞれのライフスタイルに合った働き方を行うことをいう。

第9表 多様で柔軟な働き方を導入している事業所割合

単位:%

区 分	導入している	導入している制度(複数回答)									
		短時間勤務制度	フレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ	年次有給休暇を半日/時間単位で取得	週休3日制	勤務地、職務、勤務時間を限定した働き方	裁量労働制	テレワーク	副業・兼業の解禁	単日・短時間労働(ゼグワーカーの受入)
規 模 計	94.3	68.8	10.4	45.2	85.1	3.0	29.9	3.8	17.2	34.1	8.6
*R6年度調査	93.2	68.5	13.4	39.0	83.3	2.3	30.8	4.1	18.4	29.1	6.5

第 10 表 テレワークの導入状況

単位:事業所、()内:%

区分	事業所計	導入している	導入していない	
			今後導入予定がある	導入予定はない
規模計	1,241 (100.0)	214 (17.2)	48 (3.9)	979 (78.9)
* R6年度調査	1,238 (100.0)	228 (18.4)	47 (3.8)	963 (77.8)

9 育児休業制度・育児のための休暇制度

令和5年8月1日から令和6年7月31日までの1年間に出産した者（配偶者が出産した男性を含む）のうち、育児休業制度を利用した者の割合は、男性で58.3%、女性で93.9%となっている。（第11表）

また、育児休業制度の利用者（予定含む）の取得期間の割合を男女別にみると、男性は「1か月以上、3か月未満」が37.2%と最も高く、女性は「10か月以上、12か月未満」が40.3%と最も高くなっている。（第12表）

第 11 表 育児休業制度利用の労働者数

単位:人、()内:%

区分	男 性			女 性		
	配偶者が出産した 男性労働者計	育児休業制度を 利用した 男性労働者 (予定含む)	育児休業制度を 利用しなかった 男性労働者	出産した 女性労働者計	育児休業制度を 利用した 女性労働者 (予定含む)	育児休業制度を 利用しなかった 女性労働者
規模計	576 (100.0)	336 (58.3)	240 (41.7)	653 (100.0)	613 (93.9)	40 (6.1)
中小企業	425 (100.0)	235 (55.3)	190 (44.7)	542 (100.0)	507 (93.5)	35 (6.5)
大企業	151 (100.0)	101 (66.9)	50 (33.1)	111 (100.0)	106 (95.5)	5 (4.5)
* R6年度調査						
規模計	583 (100.0)	262 (44.9)	321 (55.1)	716 (100.0)	629 (87.8)	87 (12.2)
中小企業	367 (100.0)	164 (44.7)	203 (55.3)	468 (100.0)	422 (90.2)	46 (9.8)
大企業	216 (100.0)	98 (45.4)	118 (54.6)	248 (100.0)	207 (83.5)	41 (16.5)

第12表 育児休業制度を開始した者の取得期間

○男性

単位:人、()内:%

	育児休業取得者計	5日未満	5日以上、 2週間未満	2週間以上、 1か月未満	1か月以上、 3か月未満	3か月以上、 6か月未満	6か月以上、 8か月未満
規模計	336 (100.0)	18 (5.4)	33 (9.8)	98 (29.2)	125 (37.2)	39 (11.6)	8 (2.4)

	8か月以上、 10か月未満	10か月以上、 12か月未満	12か月以上、 18か月未満	18か月以上、 24か月未満	24か月以上、 36か月未満	36か月以上
規模計	6 (1.8)	3 (0.9)	5 (1.5)	-	-	1 (0.3)

○女性

単位:人、()内:%

	育児休業取得者計	5日未満	5日以上、 2週間未満	2週間以上、 1か月未満	1か月以上、 3か月未満	3か月以上、 6か月未満	6か月以上、 8か月未満
規模計	613 (100.0)	-	1 (0.2)	2 (0.3)	3 (0.5)	18 (2.9)	29 (4.7)

	8か月以上、 10か月未満	10か月以上、 12か月未満	12か月以上、 18か月未満	18か月以上、 24か月未満	24か月以上、 36か月未満	36か月以上
規模計	56 (9.1)	247 (40.3)	192 (31.3)	41 (6.7)	15 (2.5)	9 (1.5)

* 令和7年度から調査実施

10 仕事と家庭の両立のための支援制度

仕事と家庭の両立のための支援制度のある事業所において、最も多く就業規則や労働協約等に規定されている制度は、育児に関するものについては「短時間勤務制度」が78.2% (第13表)、介護に関するものについては「介護休暇制度」が82.0%となっている。(第14表)

第13表 育児のための支援制度が就業規則等に規定されている事業所割合

単位:%

区分	規定あり	就業規則等に規定されている制度(複数回答)							
		短時間勤務制度	所定外労働の制限	フレックスタイム制	始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ	年次有給休暇を半日/時間単位で取得	事業所内託児所	経費の援助措置	在宅勤務・テレワーク
規模計	85.2	78.2	74.7	7.4	41.0	65.0	2.6	3.2	7.6
*R6年度調査	84.5	76.3	71.0	8.5	30.3	61.5	3.1	5.0	8.5

第14表 介護のための支援制度が就業規則等に規定されている事業所割合

単位:%

区分	規定あり	就業規則等に規定されている制度(複数回答)								
		短時間勤務制度	フレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	介護休暇制度	所定外労働の制限	年次有給休暇を半日/時間単位で取得	在宅勤務・テレワーク	再雇用制度	経費の援助措置
規模計	89.1	73.7	7.6	36.0	82.0	71.0	68.8	8.3	21.4	1.4
*R6年度調査	84.9	70.0	8.0	28.7	80.3	66.9	61.9	8.6	25.3	2.5

11 職場のハラスメント

令和6年4月から令和7年3月までの1年間に、労働者からハラスメントに関わる相談や訴えのあった事業所のうち、最も多く相談や訴えのあったハラスメントの種類は「パワーハラスメント」が76.2%、次いで「顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）」が31.5%、「セクシュアルハラスメント」が15.5%であった。（第15表）

また、カスタマーハラスメントについての被害を防止する取組を行っている事業所は、34.1%であった。（第16表）

第15表 ハラスメントに関わる相談や訴えのあった事業所割合

単位：事業所、（ ）内：%

	事業所計	ハラスメントに関わる 相談や訴えのあった 事業所	ハラスメントの種類					顧客等からの著しい 迷惑行為 (カスタマーハラスメント)
			パワーハラスメント	セクシュアルハラスメント	妊娠・出産・育児等 に関するハラスメント	介護休業等に関する ハラスメント		
規模計	1,295 (100.0)	168 (13.0)	128 (76.2)	26 (15.5)	3 (1.8)	— (—)	53 (31.5)	
中小企業	1,107 (100.0)	144 (13.0)	108 (75.0)	24 (16.7)	3 (2.1)	— (—)	46 (31.9)	
大企業	188 (100.0)	24 (12.8)	20 (83.3)	2 (8.3)	— (—)	— (—)	7 (29.2)	
* R6年度調査								
規模計	1,303 (100.0)	168 (12.9)	135 (80.4)	38 (22.6)	9 (5.4)	1 (0.6)	37 (22.0)	
中小企業	1,074 (100.0)	129 (12.0)	104 (80.6)	27 (20.9)	6 (4.7)	1 (0.8)	31 (24.0)	
大企業	229 (100.0)	39 (17.0)	31 (79.5)	11 (28.2)	3 (7.7)	— (—)	6 (15.4)	

* 相談や訴えのあったハラスメントの種類については複数回答

第16表 カスタマーハラスメントの防止措置の実施状況

単位：事業所、（ ）内：%

区分	事業所計	防止する取組を行っている	防止する取組を行っていない
規模計	1,283 (100.0)	438 (34.1)	845 (65.9)
中小企業	1,097 (100.0)	332 (30.3)	765 (69.7)
大企業	186 (100.0)	106 (57.0)	80 (43.0)
* R6年度調査			
規模計	1,296 (100.0)	286 (22.1)	1,010 (77.9)
中小企業	1,068 (100.0)	193 (18.1)	875 (81.9)
大企業	228 (100.0)	93 (40.8)	135 (59.2)